

# 上郡町国民保護計画

平成 30 年 3 月

赤穂郡上郡町

# 目 次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の趣旨.....	1
1 計画作成にあたっての基本的考え方.....	1
2 計画の目的.....	1
3 上郡町の責務及び計画の位置づけ.....	2
4 町保護計画の構成.....	2
5 町保護計画の見直し、変更手続.....	3
第2章 基本方針.....	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等.....	4
1 関係機関の事務又は業務の大綱.....	5
2 関係機関の連絡先.....	8
第4章 上郡町の地理的、社会的特徴.....	9
第5章 町保護計画が対象とする事態.....	14
1 武力攻撃事態.....	14
2 緊急対処事態.....	14
第2編 平素からの備えや予防.....	15
第1章 組織・体制の整備等.....	15
1 上郡町の各課における平素の業務.....	15
2 上郡町職員の参集基準等.....	15
3 消防機関の体制.....	17
1 基本的考え方.....	17
2 県との連携.....	18
3 近接市町村との連携.....	18
4 指定公共機関等との連携.....	18
5 関係機関との協定の締結等.....	19
6 ボランティア団体等に対する支援.....	20
1 住民に期待される取組.....	20
2 住民との連携.....	21
1 基本的考え方.....	22
2 警報等の伝達に必要な準備.....	23
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	25

4	被災情報の収集・報告に必要な準備.....	26
1	研修.....	27
2	訓練.....	28
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....	29
1	避難に関する基本的事項.....	29
2	避難実施要領のパターンの作成.....	30
3	救援に関する基本的事項.....	31
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	31
5	一時集合場所の選定.....	32
6	避難施設の指定への協力.....	32
7	医療体制の整備.....	32
8	生活関連等施設の把握等.....	32
第3章	物資及び資材の備蓄、整備.....	33
1	上郡町における備蓄.....	33
2	上郡町が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	34
第4章	国民保護に関する啓発.....	34
1	保護措置に関する啓発.....	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	35
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	36
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	36
1	危機管理対策本部等の設置.....	36
2	町対策本部との調整.....	38
第2章	町対策本部の設置等.....	38
1	町対策本部の設置.....	38
2	通信の確保.....	44
第3章	関係機関相互の連携.....	44
1	国・県の対策本部との連携.....	44
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等.....	45
3	指定公共機関等、その他関係機関への措置要請等.....	45
4	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	46
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	46
7	上郡町の行う応援等.....	47
8	ボランティア団体等に対する支援等.....	47
9	住民への協力要請.....	48

第4章 警報及び避難の指示等.....	48
1 警報の内容の伝達等.....	48
2 警報の内容の伝達方法.....	49
3 緊急通報の伝達及び通知.....	50
1 避難の指示の通知・伝達.....	50
2 避難実施要領の策定.....	51
3 避難住民の誘導.....	54
4 避難にあたって留意すべき事項.....	57
第5章 救援.....	58
1 救援の実施.....	58
2 関係機関との連携.....	59
3 救援の内容.....	59
4 救援の実施方法.....	59
第6章 安否情報の収集・提供.....	68
1 安否情報の収集.....	69
2 県に対する報告.....	69
3 安否情報の照会に対する回答.....	69
4 日本赤十字社に対する協力.....	70
第7章 武力攻撃災害への対処.....	70
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	70
2 武力攻撃災害の兆候の通報.....	71
1 退避の指示.....	71
2 警戒区域の設定.....	72
3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示.....	73
4 土地、建物の一時使用等.....	73
5 消防に関する措置等.....	74
1 生活関連等施設の安全確保.....	75
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	75
1 武力攻撃原子力災害への対処.....	76
2 NBC攻撃による災害への対処.....	77
第8章 被災情報の収集・報告及び公表.....	79
1 被災情報の収集及び報告.....	79
2 被災情報の公表.....	80
第9章 保健衛生の確保その他の措置.....	80
1 保健衛生の確保.....	80

2	廃棄物の処理.....	81
3	文化財の保護.....	82
第10章	住民生活の安定に関する措置.....	82
1	生活関連物資等の価格安定.....	82
2	避難住民等の生活安定等.....	83
3	生活基盤等の確保.....	83
第11章	特殊標章等の交付及び管理.....	84
第4編	復旧等.....	86
第1章	応急の復旧.....	86
1	基本的考え方.....	86
2	公共的施設の応急の復旧.....	86
第2章	武力攻撃災害の復旧.....	86
第3章	保護措置に要した費用の支弁等.....	87
1	保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	87
2	損失補償及び損害補償.....	87
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	88
4	住民の権利利益の救済に係る手続等.....	88
第5編	緊急対処事態への対処.....	89
1	緊急対処事態.....	89
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達.....	89
付録	.....	90

# 第1編 総論

## 第1章 計画の趣旨

上郡町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、上郡町の責務を明らかにするとともに、計画作成にあたっての基本的考え方や計画の位置づけ、構成等について示す。

### 1 計画作成にあたっての基本的考え方

上郡町は、以下の基本的考え方のもと、上郡町の国民の保護に関する計画（以下「町保護計画」という。）を作成する。

#### (1) 国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。このような法制による仕組みがあってはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

#### (2) 住民の保護の確立

この計画は、上郡町が、住民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、住民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から住民を保護するための活動を行い、もって有事における住民の安全と安心を確立するために作成するものである。

#### (3) 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、上郡町においても、国際平和を希求する立場から、多文化共生の社会づくり、草の根の国際交流など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続いていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、上郡町は、住民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

#### (4) 阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態等への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、住民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成にあたっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

### 2 計画の目的

町保護計画は、武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活や住民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの

国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

### 3 上郡町の責務及び計画の位置づけ

#### (1) 上郡町の責務

上郡町（上郡町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）を踏まえ、町保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

#### 【町が実施する保護措置】

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

#### (2) 町保護計画の位置づけ

上郡町は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、町保護計画を作成する。

#### (3) 計画に定める事項

町保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

#### 【町保護計画に定める事項】

- ① 上郡町の区域に係る保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 上郡町が実施する第16条第1項及び第2項に規定する保護措置に関する事項
- ③ 保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、上郡町の区域に係る保護措置に関し上郡町長が必要と認める事項

#### (4) 計画の対象

町保護計画においては、町の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で町の区域内に滞在する人や町域を越えて町の区域内に避難してきた人（外国人を含む。）及び町の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体を保護の対象とする。

### 4 町保護計画の構成

町保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 付 録

## 5 町保護計画の見直し、変更手続

### (1) 町保護計画の見直し

町保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

また、町保護計画の見直しに当たっては、上郡町国民保護協議会（以下「町保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 町保護計画の変更手続

町保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町保護協議会に諮問の上、知事に協議し、上郡町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 基本方針

上郡町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として示す。

### (1) 基本的人権の尊重

上郡町は、保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 住民の権利利益の迅速な救済

上郡町は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 住民に対する情報提供

上郡町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

上郡町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 住民の協力

上郡町は、国民保護法の規定により保護措置の実施のため、必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的



な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、上郡町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法的確な実施

上郡町は、保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、上郡町は、保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関等の自主性の尊重

上郡町は、指定公共機関等の保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 保護措置に従事する者等の安全の確保

上郡町は保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

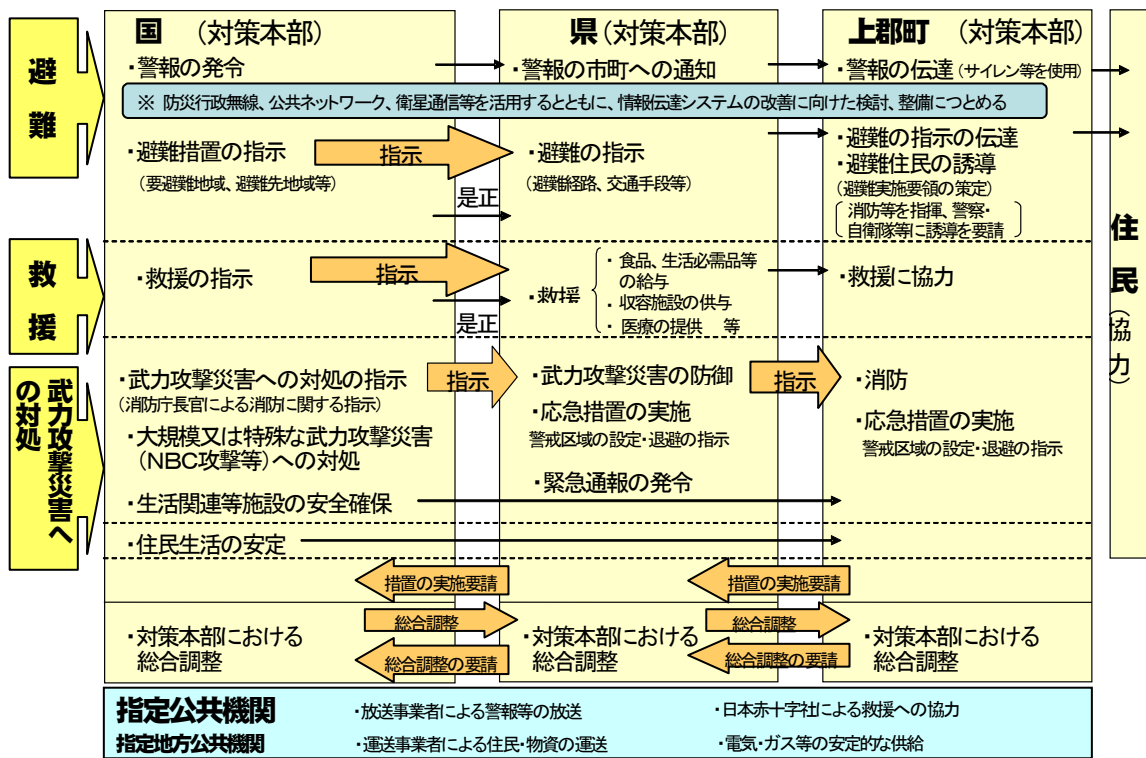
また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

上郡町は、保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における上郡町及び関係機関の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【保護措置の全体の仕組み】

## 保護措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、上郡町、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

### 【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
上郡町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町保護計画の作成</li> <li>2 町保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県保護計画の作成</li> <li>2 県保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

### 【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
〔陸上自衛隊〕 中部方面隊 〔海上自衛隊〕 呉地方隊・舞鶴地方隊 〔航空自衛隊〕 中部航空方面隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等</li> </ol>

### 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3 管内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 災害時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安部・ 第八管区海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
〔放送事業者〕	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	(指定公共機関) 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) (指定地方公共機関) サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
〔運送事業者〕	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 (指定公共機関) (株)ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) (指定地方公共機関) (株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、 沼島汽船(株)、坊勢汽船(株) ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株) (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、六甲 摩耶鉄道(株) ③ 航空事業者 (指定公共機関) エアーニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)日本航空インターナ ショナル、全日本空輸(株)、スカイマーク(株) (指定地方公共機関) 日本エアコミューター(株)、但馬空港ターミナル(株) ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、 (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄 (株)、(一般) 神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、能勢電鉄 (株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、六甲摩耶鉄道(株)、WILLER TRAINS(株) ⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株) ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (社)兵庫県トラック協会
〔電気通信事業者〕	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に おける協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
	(指定公共機関) 西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、 ソフトバンクテレコム(株)、(株)NTTドコモ関西、ソフトバンクモバイル(株)
〔電気事業者〕	1 電気の安定的な供給
	(指定公共機関) 関西電力(株)、電源開発(株)、電力広域的運営推進機関
〔ガス事業者〕	1 ガスの安定的な供給
	(指定公共機関) 大阪ガス(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス防災協会
日本郵便(株)	1 郵便の確保
〔病院その他の医療機関〕	1 医療の確保
	(指定公共機関) (独)国立病院機構 (指定地方公共機関) (社)兵庫県医師会
機関の名称	事務又は業務の大綱
〔河川管理施設、道路の管理者〕	1 河川管理施設、道路の管理

機関の名称	事務又は業務の大綱
(指定公共機関) (独)水資源機構、 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ㈱	
日本赤十字社	1 救援の協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 2 関係機関の連絡先

### 【関係地方公共団体】

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
兵庫県防災企画局防災計画課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-9833	078-362-9839
西播磨県民局総務企画室総務防災課	上郡町光都 2-25	0791-58-2112	0791-58-0015
光都土木事務所	〃	0791-58-2232	0791-58-2321
光都農林振興事務所	〃	0791-58-2191	0791-58-2281
光都農業改良普及センター	〃	0791-58-2207	0791-58-2330
光都土地改良センター	〃	0791-58-2214	0791-58-2324
龍野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永 1311-3	0791-63-5150	0791-63-9234
龍野県税事務所	〃	0791-63-5130	0791-63-5129
播磨西教育事務所	姫路市北条 1-98	079-281-9581	079-223-7003
赤穂健康福祉事務所	赤穂市加里屋 98-2	0791-43-2321	0791-43-5386
姫路家畜保健衛生所	姫路市香寺町中村 595-15	079-240-7085	079-232-2685
相生警察署	相生市陸本町 11-26	0791-22-0110	
〃 上郡警部派出所	上郡町上郡 800	0791-22-0110	
〃 科学公園都市交番	上郡町光都 2 丁目 23-1	0791-22-0110	
姫路市	姫路市安田四丁目 1 番地	079-221-2111	079-221-2123
相生市	相生市旭 1 丁目 1 番 3 号	0791-23-7111	0791-22-6439
赤穂市	赤穂市加里屋 81 番地	0791-43-3201	0791-43-6892
赤穂市消防本部 (署)	赤穂市加里屋 1120-120	0791-43-0119	0791-45-0119
〃 上郡消防署	上郡町与井 29-3	0791-52-5119	0791-52-1351
〃 新都市分署	上郡町光都 2 丁目 21-1	0791-58-0119	0791-58-2119
宍粟市	宍粟市山崎町中広瀬 133-6	0790-63-3000	0791-63-3061
たつの市	たつの市龍野町富永 1005-1	0791-64-3131	0791-63-2594
市川町	神崎郡市川町西川辺 165-3	0790-26-1010	0790-26-1049
福崎町	神崎郡福崎町南田原 3116-1	0790-22-0560	0790-23-0687
神河町	神崎郡神河町寺前 64	0790-34-0001	0790-34-0691
太子町	揖保郡太子町鳩 280-1	079-277-1010	079-276-3892

### 【関係自衛隊】

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
陸上自衛隊第3特科隊	姫路市峰南町 1-70	079-222-4001	079-283-0211

【関係指定地方行政機関】

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
神戸地方気象台	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	078-222-8901	078-222-8942
国土交通省姫路河川国道事務所	姫路市北条 1 丁目 250	079-282-8211	079-222-5014
農林水産省近畿農政局兵庫支局	神戸市中央区海岸通 29	078-331-9941	078-331-5177
厚生労働省兵庫労働局龍野公共職業安定所相生出張所	相生市旭 1 丁目 3-18	0791-22-0920	0791-22-0939

【関係指定公共機関】

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
日本郵政(株)上郡郵便局	上郡町大持 142	0791-52-0350	0791-52-0750
西日本旅客鉄道(株)上郡駅	上郡町大持 170-1	078-382-8686	
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-9889	078-241-6990
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11	078-393-9940	078-326-7363
関西電力(株)相生営業所	相生市旭 1-2-1	0791-22-0731	0791-23-7978
日本放送協会神戸放送局	神戸市中央区中山手通 2-24-7	078-252-5000	078-252-5012

【関係指定地方公共機関】

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
智頭急行(株)上郡駅	上郡町大持 170-1	0791-52-6317	
(株)ウエスト神戸相生営業所	相生市竜泉町 394-1	0791-22-5180	0791-22-5181

【その他の機関】

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
兵庫西農業協同組合	姫路市三左衛門堀西の町 216	079-281-5021	079-289-8419
千種川漁業協同組合	上郡町岩木甲 54-1	0791-52-0126	
上郡町商工会	上郡町大持 278	0791-52-3710	0791-52-3833
はりま西森林組合	上郡町大持 278	0791-52-0980	0791-52-0366
上郡町社会福祉協議会	上郡町上郡 500-5	0791-52-2910	0791-52-5444
赤穂郡医師会（大岩診療所）	上郡町上郡 1645-5	0791-52-5000	0791-52-0850

## 第4章 上郡町の地理的、社会的特徴

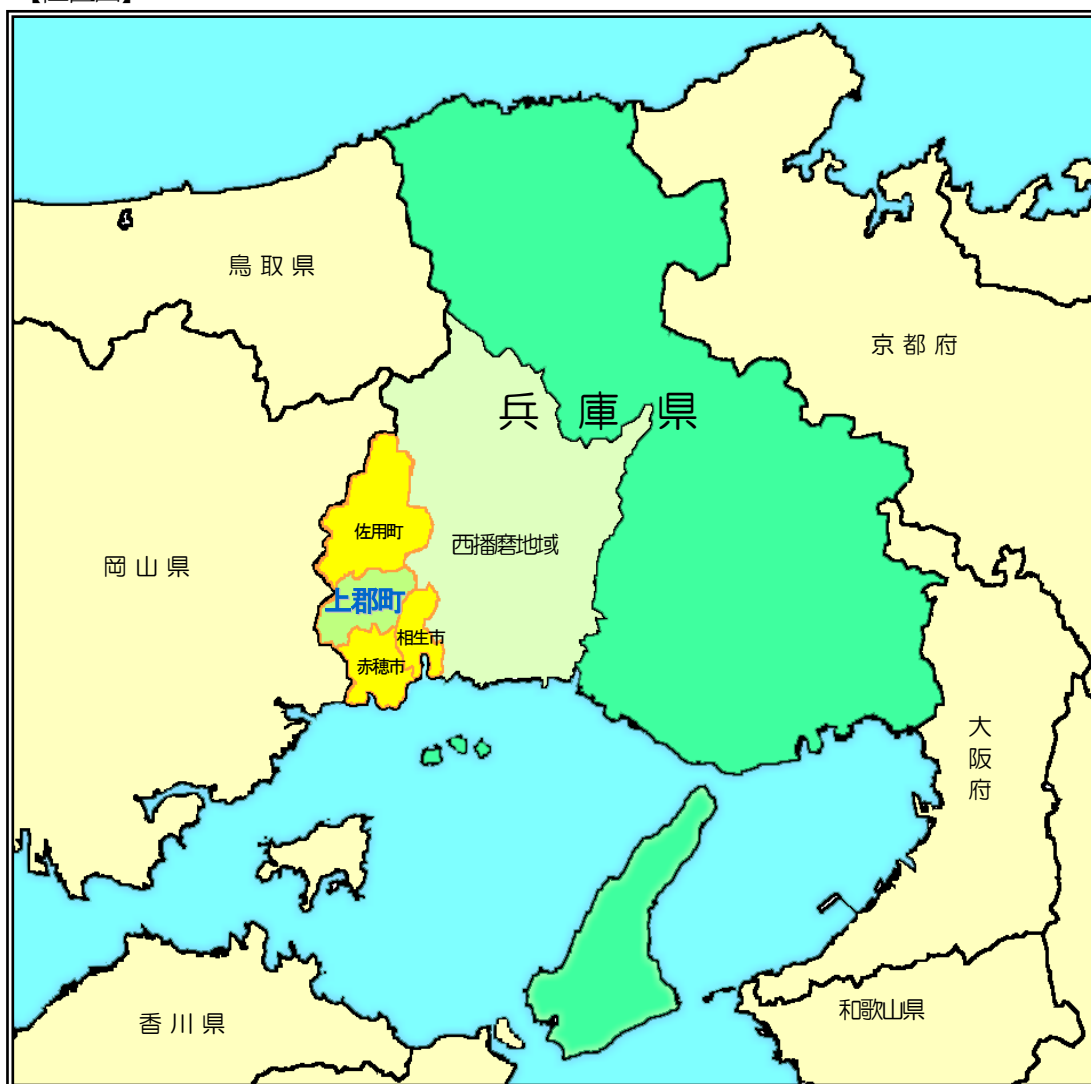
上郡町は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、保護措置の実施に当たり考慮しておくべき上郡町の地理的、社会的特徴等について示す。

### 第1 位置

上郡町は、兵庫県の南部最西端に位置し、東は相生市・たつの市、西は岡山県備前市、南は赤穂市、北は佐用町に接している。

役場位置		面積	広ぼう	
東経	北緯		東西	南北
134 度 31 分	34 度 52 分	150.26 k m <sup>2</sup>	14.3 km	10.5 km

## 【位置図】



## 第2 地勢

上郡町の中央部を北から南に千種川が貫流して町を大きく2つに分ち、町の中心部で鞍居川と合流、さらに1km下流で安室川が流入している。川の流域は平坦地になっており、標高は概ね50m以下である。また、海拔300～400mの山地が連なり、町域の大半が山地、高原、丘陵部で占められている。

山脈は、東部・北部・西部の3山脈に大きく分けることができる。1番大きい北部山脈は、中国山脈より分岐し町の北部において東西に連なり佐用郡との境をなし、その1脈が赤松地区を走り白旗山となっている。東部山脈は北部山脈より分かれたもので、南に下って三濃山となり、たつの市及び相生市との境をなしている。西部山脈は兵庫・岡山両県の分水嶺となり、南に下って石堂丸山、船坂峠となり播磨、備前の国境をつくっている。

## 第3 地形

上郡町において山地、丘陵、低地など各種の地形がみられるが、主要な地形と発生しやすい災害との関係を示すと次表のとおりである。

地形		地盤	地盤高	受けやすい 災害の種類	利用上の問題	土地利用 適地	土地利用不 適地
山地・丘陵・斜面	急斜面	一般に良	高い	土石流・土砂崩壊	防災施設が必要	森林	土地管理上必要なもの以外のすべて
	緩斜面	〃	〃	一般になし。斜面上部の状況により土石流。地質・地形的条件によっては地すべり	特別な場合以外はなし	公園（丘陵地なら住宅）	土地管理上必要なもの以外の大部分
台地・段丘	高位置	良	高い	殆んどなし	なし	何れでも可	なし
	中位置	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	低位置	〃	かなり高い	特別な場合のみ冠水	〃	〃	〃
	最下位置	〃	やや高い	〃	〃	〃	〃
山麓堆積地形麓層面・沖積錐		大部分良	〃	特別な場合に土石流	場合により防災施設が必要	森林・農耕地	市外、集落、交通路線等
低地の微高地	扇状地	〃	〃	上流部の状況により土石流、河川洪水、一部で内水氾濫	〃	集落・畑	水田
	自然堤防	やや良	〃	河川洪水、一部で内水氾濫	〃	〃	〃
低地の一般面	谷底、氾濫平野	やや不良	低い	河川洪水、内水氾濫、一部で地震	一部で洪水、地震に対する防災施設が必要	水田、公園等	居住の伴うものの大部分、特に重工業地区
	後背低地旧河道	きわめて不良	〃	〃	〃	〃	〃
人工地形		工法によって異なる	工法によって異なる	工法によって異なる	場合により一定でない	場合により一定でない	場合により一定でない

#### 第4 断層

断層は、数多く確認されているが、顕著なものは龍野一上郡断層、鞍居川断層、上月層と三日月層を限る断層の3本である。ただし、活断層と考えられるものではない。龍野一上郡断層は、上月一龍野帯と丹波帯の境界をなし、上郡町から東へ姫路まで延びている。鞍居川断層は、上郡町の栄町付近から鞍居川沿いに北東に走り、金出地を通りたつの市新宮町の角亀まで延びる。上月層と三日月層は、前者が後者に衝上する逆断層であり、三日月層は南傾斜の同斜構造を示し、上月層は走向が千種川以東では北東一南西からほぼ東西に、千種川以西では東西から北西一南東に変わっている。



## 第5 気候

三方に山脈を背負い、南は開けて瀬戸内海に通じているため、気候は概ね温暖で寒暑の差はあまり甚しくない。平均気温は 15.2℃である。雨量はあまり多い方ではなく、季節的にみると梅雨期と台風期に多く冬期に少ない。降雪は中心部において年平均3、4回程度で、積雪量も最高10cm程度であるが、北によるほど回数及び雪量も多くなる。

気温・降雨量（平成 27 年） (単位：℃・mm)

月	平均気温	最高気温	最低気温	降雨量	月	平均気温	最高気温	最低気温	降雨量
1月	3.5	9.7	-1.3	54.5	8月	26.9	33.3	22.1	102.0
2月	4.6	10.8	-0.6	60.0	9月	23.3	28	19.8	357.5
3月	8.6	15.4	2.3	51.0	10月	17.4	23.1	12.7	95.0
4月	14.5	20.6	8.5	201.5	11月	10.7	16.2	6.1	48.0
5月	18.6	24.9	12.5	121.5	12月	6.6	12	2.1	77.0
6月	21.9	26.6	17.7	319.0					
7月	26.1	31.2	22.5	157.0	年間	15.2	33.3	-1.3	1,644.0

## 第6 人口

上郡町は、臨海諸都市のベッドタウン的な性格を強めつつ今日に至っている。

人口構造についてみると、宅地開発等による転入者の居住地となっている山野里地区の人口は伸びているが、その反面、在来集落とみられる他地区は漸減傾向にあり、大都市周辺の近郊都市と同様のパターンを示している。

一方、一世帯当たりの人数は年々漸減傾向にあり、核家族化・少子化等の進行がみられる。また、高齢化については上郡町も例外ではなく、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は年々高くなっており、またその比率も全国の割合と比較すると7ポイント以上も高いものとなっている。

人口及び世帯数の推移 (各年10月1日現在)

年号(年)	人口 (人)	増加		世帯数 (世帯)	一世帯当た り人数(人)	老年人口			昼間人口 (人)
		数(人)	率(%)			人数(人)	割合(%)	全国割合(%)	
昭和50年	17,448	546	3.2	4,393	3.97	2,048	11.7	7.9	14,886
55	18,388	940	5.4	4,750	3.87	2,275	12.4	9.1	15,532
60	18,900	512	2.8	5,047	3.74	2,508	13.3	10.3	16,068
平成2年	18,781	-119	-0.6	5,215	3.60	2,902	15.5	12.0	16,241
7	18,849	68	0.4	5,546	3.40	3,523	18.7	14.8	17,430
12	18,419	-430	-2.3	5,817	3.20	3,978	21.6	17.3	17,220
17	17,603	-816	-4.4	5,847	3.01	4,261	24.2	20.1	17,603
22	16,634	-969	-5.5	5,859	2.84	4,710	28.3	22.8	16,634
27	15,224	-1,412	-8.5	5,715	2.66	5,235	34.4	26.6	15,224

## 第7 交通

### (1) 道路

上郡町の道路網は、地形的な条件から中心市街地への一点集中型となっている。

他市町と連絡する広域幹線道路は、国道2号が町の南西端を東西に、国道373号が町の中央部を南北に、また主要地方道が4路線、一般県道5路線が千種川支流沿い等に通っている。町道は平成28年4月1日現在、844路線が町内を通り、住民の生活を支えている。

(2) 鉄道

山陽本線は、姫路市、相生市等への通勤・通学者等の足の確保に大きな役割を果たしている。

また、平成6年12月に上郡町と鳥取県智頭町とを結ぶ智頭線が開通したことにより、通勤・通学の利便性が向上しただけでなく、企業立地の推進が今後一層図られるものである。

(3) バス

路線バスは、上郡駅を起点として運行しているが、マイカーの急増等によりバス利用者は減少傾向にある。しかし、バスは通勤・通学の足として、また高齢者などの交通弱者の足として必要な交通機関であることから、コミュニティバス及び予約型乗合タクシーの運行を行っている。

【主要道路、鉄道等の図】



凡 例	
	: JR山陽本線
	: 智頭急行(株)智頭線
	: 国道 (路線番号)
	: 県道
	: 2級河川 千種川
	: 千種川 支流

## 第5章 町保護計画が対象とする事態

町保護計画においては、以下のとおり県保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町保護計画においては、武力攻撃事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

### 2 緊急処理事態

町保護計画においては、緊急処理事態として、県保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
  - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
  - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
  - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 上郡町における組織・体制の整備

上郡町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課の平素の業務、職員の参集基準等について示す。

##### 1 上郡町の各課における平素の業務

上郡町の各課は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【上郡町の各課における平素の業務】

課名	平素の業務
住 民 課	<ul style="list-style-type: none"><li>・町保護協議会の運営に関する事</li><li>・上郡町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）に関する事</li><li>・避難実施要領の策定に関する事</li><li>・物資及び資材の備蓄等に関する事</li><li>・保護措置についての訓練に関する事</li><li>・安否情報の収集体制の整備に関する事</li><li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li><li>・避難施設の運営体制の整備に関する事</li><li>・特殊標章等の交付等に関する事</li><li>・住民の避難誘導に関する事</li><li>・廃棄物処理に関する事</li></ul>
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li><li>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li></ul>
建 設 課 産業振興課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"><li>・復旧に関する事</li></ul>

※ 国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、危機管理監兼住民課長が行う。

##### 2 上郡町職員の参集基準等

###### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

上郡町は、武力攻撃災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

上郡町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、赤穂市消防本部（署）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに上郡町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 上郡町の体制及び職員の参集基準等

上郡町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともにその参集基準を定める。

その際、上郡町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①危機管理連絡会議体制	副町長、教育長、各課（局・室）長が参集
②危機管理対策本部体制	上郡町長、副町長、教育長、各課（局・室）長が参集
③町対策本部体制	全ての上郡町職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき</li> <li>上郡町の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合</li> <li>その他、副町長が必要であると認める場合</li> </ul>	①	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上郡町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合</li> <li>その他、上郡町長が必要であると認める場合</li> </ul>	②	
事態認定後	町対策本部設置の通知がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき</li> <li>その他、副町長が必要であると認める場合</li> </ul>	①
		<ul style="list-style-type: none"> <li>政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、上郡町に町対策本部の指定がないとき</li> <li>その他、上郡町長が必要であると認める場合</li> </ul>	②
	町対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

上郡町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

上郡町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長、副本部長及び本部員の代替職員】

名称	役職	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本部長	上郡町長	副町長	教育長	危機管理監兼住民課長
副本部長	副町長	教育長	危機管理監兼住民課長	理事兼企画政策課長
本部員	各課(局・室)長	各課(局・室)副課長	各課(局)係長	各課(局)主査

## (6) 職員の服務基準

上郡町は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

## (7) 交代要員等の確保

上郡町は、町対策本部の設置期間が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、事務局職員等の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

# 3 消防機関の体制

## (1) 消防本部及び消防署における体制

赤穂市消防本部（署）は、上郡町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、上郡町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

上郡町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、上郡町は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、上郡町は、赤穂市消防本部（署）における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

上郡町は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他市町村、指定公共機関等、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について示す。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

上郡町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

上郡町は、国、県、他の市町村、指定公共機関等、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

上郡町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、町保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

## 2 県との連携

### (1) 県の連絡先の把握等

上郡町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 町保護計画の県への協議

上郡町は、県との町保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と上郡町の行う保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

上郡町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町村との連携

### (1) 近接市町村との連携

上郡町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

上郡町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、赤穂市消防本部及び近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

上郡町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関との連携

上郡町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交

換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

## 5 関係機関との協定の締結等

上郡町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、上郡町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、近隣市町村、消防機関及び関係機関との協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

### 【関係機関との協定一覧】

協定名称	協定締結市町村	締結年月日	協定内容
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、兵庫県下29市12町	H18. 11. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材、物資及び施設の斡旋または提供</li> <li>・職員等の派遣</li> <li>・被災者の受け入れ</li> </ul>
播磨広域防災連携協定	姫路市、加古川市、相生市、小野市、明石市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町	H26. 4. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の斡旋または提供</li> <li>・職員等の派遣</li> <li>・被災者の受け入れ</li> </ul>
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	赤穂市、上郡町、佐用町、宍粟市、備前市、美作市、西粟倉村	H 8. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の提供</li> <li>・職員等の派遣</li> <li>・被災者の受け入れ</li> </ul>
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県下 21 市 70 町 4 水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会	H10. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資、資機材の提供</li> <li>・給水、復旧工事</li> </ul>
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携協力に関する協定	播磨広域連携協議会構成市町 12 市 9 町 日本郵便㈱	H25. 5. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における相互協力</li> <li>・地域見守り支援</li> <li>・不法投棄の情報提供</li> <li>・道路等の危険個所の情報提供</li> <li>・地域の活性化、住民サービスの向上</li> </ul>



協定名称	協定締結市町村	締結年月日	協定内容
災害時における上郡町と上郡町内郵便局との協力に関する協定	上郡町内郵便局代表者 上郡郵便局長 上郡町	H29. 2. 21	・郵便業務に係る災害特別事務及び援護対策 ・預金非常払いと生命保険非常取扱 ・避難所への郵便箱の設置 ・被害情報の提供
緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープ神戸 上郡町	H18. 6. 22	・食料品の調達先、調達可能数量の確保 ・生活必需品の調達先、調達可能数量の確保
防災活動への協力に関する協定	マックスバリュウ西日本(株) 上郡町	H19. 6. 28	・物資等の供給 ・一時避難場所の提供
災害時における飲料の提供協力に関する協定	近畿コカ・コーラボトリング(株) 上郡町	H20. 3. 12	・飲料の提供
相生市・赤穂市・上郡町消防相互応援協定	相生市、赤穂市、上郡町	S31. 4. 20	・消防相互応援
西播磨地区相互応援協定	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	S44. 12. 10	・消防相互応援
消防相互応援協定	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西粟倉村	S45. 3. 10	・消防相互応援

## 6 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

上郡町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに自主防災組織等相互間、消防団及び上郡町等との連携が図られるよう配慮する。

また、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

上郡町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 住民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため住民に期待される取組や住民との連携等について示す。

### 1 住民に期待される取組

(1) 住民及び自治会、婦人会等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会、婦人会等は、上郡町からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難にあたっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 上郡町と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障がい者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 上郡町や消防と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 上郡町からの警報等の情報を住民に伝達する。
- イ 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ 上郡町や消防と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- エ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 上郡町からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ 従業員等の安否確認を行う。
- エ 避難にあたっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

## 2 住民との連携

(1) 住民との連携

上郡町は、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

上郡町は、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的、物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、町は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救助活動を行うNPO法人等との連携に努める。

#### 第4 通信の確保

上郡町は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について示す。

##### (1) 非常通信体制の整備

上郡町は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

##### (2) 非常通信体制の確保

上郡町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

##### (3) 情報通信機器等の活用

上郡町は、的確かつ迅速に保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システムや兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

#### 第5 情報収集・提供等の体制整備

上郡町は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり示す。

##### 1 基本的考え方

##### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

上郡町は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【体制整備の留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> <li>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> <li>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

※ 輻輳（ふくそう）… ものが1箇所に集中し、混雑する様態

(3) 情報の共有

上郡町は、保護措置実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

上郡町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

【警報等を通知・伝達する関係機関】

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
兵庫西農業協同組合	姫路市三左衛門堀西の町 216	079-281-5021	079-289-8419
千種川漁業協同組合	上郡町岩木甲 54-1	0791-52-0126	
上郡町商工会	上郡町大持 278	0791-52-3710	0791-52-3833
はりま西森林組合	上郡町大持 181-1	0791-52-0980	0791-52-0366
上郡町社会福祉協議会	上郡町上郡 500-5	0791-52-2910	0791-52-5444
赤穂郡医師会（大岩診療所）	上郡町上郡 1645-5	0791-52-5000	0791-52-0850
上郡中学校	上郡町井上 220	0791-52-0034	0791-52-0413
上郡小学校	上郡町上郡 306	0791-52-0067	0791-52-7067
山野里小学校	上郡町山野里 2142-1	0791-52-0073	0792-52-7073
高田小学校	上郡町中野 889	0791-52-1068	0791-52-7068
上郡幼稚園	上郡町上郡 375-1	0791-52-0499	0791-52-0499
山野里幼稚園	上郡町山野里 2147	0791-52-1200	0791-52-1200
高田幼稚園	上郡町中野 708-1	0791-52-2068	0791-52-2068
生涯学習支援センター	上郡町上郡 459-1	0791-52-1125	0791-52-2753
上郡公民館	上郡町上郡 1645-13	0791-52-4411	0791-52-4411
山野里公民館	上郡町山野里 2423-1	0791-52-4599	0791-52-4599
高田公民館	上郡町中野 612-1	0791-52-2550	0791-52-2550
鞍居公民館	上郡町野桑 1275-1	0791-54-0636	0791-54-0636
赤松公民館	上郡町苔縄 67	0791-52-4605	0791-52-4605
船坂公民館	上郡町八保甲 170-1	0791-55-1060	0791-55-1060
梨ヶ原公民館	上郡町梨ヶ原 550-2	0791-55-1075	0791-55-1075
スポーツセンター	上郡町竹万 29	0791-52-4433	0791-52-4416
青少年育成センター	上郡町上郡 500-1	0791-52-5500	
子育て学習センター	上郡町苔縄 86-1	0791-52-6181	0791-52-6181
郷土資料館	上郡町上郡 500	0791-52-3737	
東町総合センター	上郡町上郡 1190	0791-52-4017	
土井公民館	上郡町尾長谷 980	0791-54-0603	
クリーンセンター	上郡町竹万 650	0791-52-0096	
最終処分場	上郡町栗原 966-1	0791-55-1551	
保健センター	上郡町上郡 500-1	0791-52-2188	0791-52-5060
老人福祉センター	上郡町尾長谷 1452-18	0791-54-0255	
つばき保育所	上郡町井上 186-2	0791-52-5585	0791-52-5585
水道事業管理事務所	上郡町与井 380	0791-52-0097	0791-57-2161
ピュアランド山の里	上郡町山野里 2748-1	0791-52-6388	0791-57-2030
連合自治会	上郡町大持 278(事務局)	事務局に届け出の連絡先へ	

(2) 防災行政無線の整備

上郡町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備に努める。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線等を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備している。

(3) 住民に対する情報伝達手段の整備

上郡町は、住民に対する情報伝達手段として、既に参画している「ひょうご防災ネット」(携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報(地震情報、津波情報、気象情報)や避難情報を発信する。)をはじめ、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している屋外拡声器やケーブルテレビの自主放送を活用し、住民への適切な情報の伝達に努める。

また、防災行政無線も含め、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

(4) 県警察との連携

上郡町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

上郡町は、県から警報の内容の通知を受けたときに上郡町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

上郡町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

上郡町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p>
<p>⑦ 居所</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）</p> <p>⑩ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑪ 死体の所在</p>

(2) 安否情報収集のための体制整備

上郡町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるようあらかじめ、上郡町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

上郡町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

上郡町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分  
上郡町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

上郡町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第6 研修及び訓練

上郡町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、上郡町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり示す。

### 1 研修

(1) 研修機関における研修の活用



上郡町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し職員の研修機会を確保する。

## (2) 職員等の研修機会の確保

上郡町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト …… <http://www.kokuminhogo.go.jp/>】

※【総務省消防庁ホームページ … <http://www.fdma.go.jp/>】

## (3) 外部有識者等による研修

上郡町は、職員等の研修にあたっては、消防職員の協力を得て実施するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

# 2 訓練

## (1) 上郡町における訓練の実施

上郡町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自治会や婦人会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 上郡町は、自治会や婦人会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 上郡町は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し火災や地震等の計画及び

マニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

- ⑥ 上郡町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり示す。(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

上郡町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)】

- 住宅地図  
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト  
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、上郡町道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト  
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)  
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース)  
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト  
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定  
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、町対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト  
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)  
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 災害時要援護者の避難支援プラン

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

上郡町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等への配慮

- ① 高齢者、障がい者等の避難支援

上郡町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、今後作成する避難支援プランを活用するとともに、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

② 高齢者、障がい者等の日常的把握

上郡町は、民間が管理する病院及び社会福祉施設等について、関係団体の協力を得ながら、入院患者数及び入所者数の把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障がい者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 上郡町は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、ひょうご防災ネット、インターネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 緊急通報システムの整備

上郡町は、高齢者、障がい者等と社会福祉協議会の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、健康福祉課と社会福祉協議会との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

⑤ 上郡町は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

上郡町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

上郡町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

上郡町は、関係機関（教育委員会など上郡町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会等または学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

また、消防事務（消防団及び消防水利等に関する事務を除く。）を赤穂市に委託している上郡町においては、平素から町保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、赤穂市消防本部（署）や赤穂市長と十分な調整を行う。

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 救援の活動内容

上郡町は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合に鑑みて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、上郡町が行う救援の活動内容について、自然災害時における上郡町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

上郡町は、県と連携して救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

上郡町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

上郡町は、県が保有する上郡町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
  - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
  - ③ ヘリポート（ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など）

#### (2) 避難候補路の把握及び維持管理等

上郡町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する上郡町の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である上郡町は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

#### (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

上郡町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

#### 【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

番号	名称	所在地	管理者名	電話番号	FAX番号
西153	スポーツセンター	上郡町竹万 29	上郡町教育委員会	0791-52-4433	0791-52-4416
西154	高田地区運動公園	上郡町与井 722-2	上郡町教育委員会	0791-52-2912	0791-52-5523

## 5 一時集合場所の選定

上郡町は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知する。

## 6 避難施設の指定への協力

上郡町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して住民に周知する。

また、施設管理者である上郡町は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

## 7 医療体制の整備

### (1) 災害救急医療システムの充実

上郡町は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の基幹病院、医師会等との連携を図る。

### (2) 医療の要請方法等

上郡町は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

## 8 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

上郡町は、その区域内に所在する生活関連等施設について県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、上郡町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づきその管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

#### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

施行令	施設の種類	所管省庁名
27条1号	発電所(最大出力5万Kw以上)、変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省
27条2号	ガス工作物(ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く)	経済産業省
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池(供給能力10万m <sup>3</sup> /1日以上)	厚生労働省
27条4号	鉄道施設、軌道施設(平均利用者数10万人/1日以上)	国土交通省
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省

施行令	施設の種類	所管省庁名	
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるものうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省、 農林水産省	
27条10号	28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号	高压ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤、毒素の取扱所	各省庁(主務大臣)
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 上郡町が管理する公共施設等における警戒

上郡町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

上郡町が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり示す。

1 上郡町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として、保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、または調達体制を整備する。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材

保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるも

のについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、上郡町としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

### (3) 県との連携

上郡町は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応するとともに、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 2 上郡町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

上郡町は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、または点検する。

### (2) ライフライン施設の機能性の確保

上郡町は、管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

上郡町は、武力攻撃災害による被害復旧の的確かつ迅速な実施のため地籍調査の成果、不動産登記、その他土地、建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存データ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり示す。

### 1 保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

上郡町は、国及び県と連携しつつ住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

上郡町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校等における啓発

上郡町教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、上郡町立学校等の教育施設において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

**2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発**

(1) 上郡町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の上郡町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 上郡町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 上郡町は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 平日の昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、上郡町は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。



# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、上郡町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

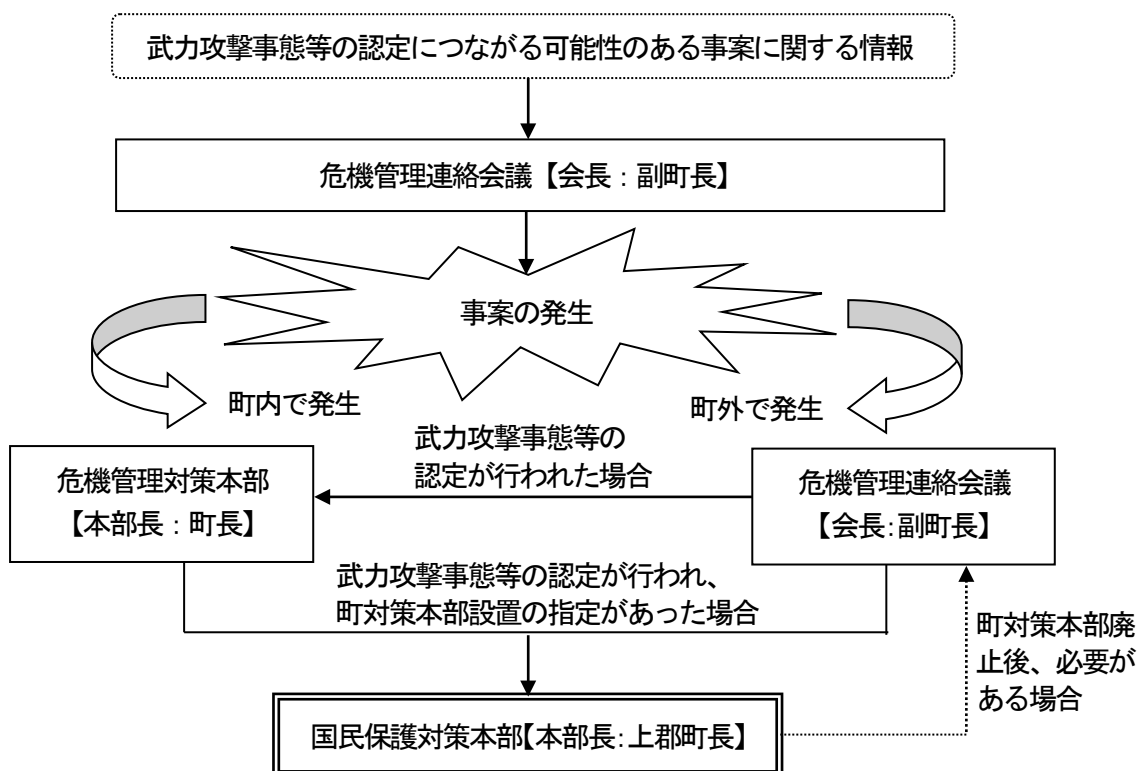
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、上郡町の初動体制について、以下のとおり示す。

### 1 危機管理対策本部等の設置

上郡町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：上郡町長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副町長）」を以下の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の事情により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を上郡町長及び幹部職員等に報告するとともに、赤穂市消防本部（署）においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

【組織設置のフロー図】



(1) 危機管理対策本部

① 設置基準

- ア 上郡町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、上郡町に町対策本部設置の指定がないとき
- ウ その他、上郡町長が必要であると認める場合（隣接市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

② 組織構成

区 分	職 名
本 部 長	上郡町長
副本部長	副町長、教育長
本 部 員	各課（局・室）長

③ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について県に連絡を行う。
- イ 赤穂市消防本部（署）に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、消防団に対しては、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。  
また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき町の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき
- イ 上郡町の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合
- ウ 町対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき
- エ その他、会長（副町長）が必要であると認める場合

② 組織構成

区 分	職 名
会 長	副町長
副 会 長	教育長
構 成 員	各課（局・室）長

③ 対処の内容

- 情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行う。

## 2 町対策本部との調整

### (1) 町対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から上郡町長に対し、町対策本部を設置すべき町の指定があったときは、直ちに町対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、町対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の指定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

### (2) 町対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、町対策本部を設置すべき町の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、上郡町長は、遅滞なく町対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するための手順や、町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり示す。

### 1 町対策本部の設置

#### (1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

上郡町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び兵庫県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

##### ② 上郡町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた上郡町長は、直ちに町対策本部を設置する。

##### ③ 町対策本部員及び町対策本部職員（以下「町対策本部員等」という。）の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員等に対し、緊急時の連絡網を活用し町対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、上郡町役場内会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する。（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等により、通信手段の状態を確認する。）

上郡町長は、町対策本部を設置したときは、町議会にその旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

上郡町は、防災に関する体制を活用しつつ職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

上郡町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を上郡町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。（第1順位、第2順位など）

なお、事態の状況に応じ、上郡町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、上郡町外への避難が必要で、上郡町内に町対策本部を設置することができない場合には、県知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

【町対策本部が上郡町庁舎内に設置できない場合の予備施設】

順位	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
第1順位	生涯学習支援センター	上郡町上郡459-1	0791-52-1125	0791-52-2753
第2順位	スポーツセンター	上郡町竹万29	0791-52-4433	0791-52-4416
第3順位	水道事業管理事務所	上郡町与井380	0791-52-0097	0791-57-2161

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

上郡町長は、上郡町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、上郡町における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

なお、上郡町長は、町対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

① 組織構成

区分	職名
本部長	上郡町長
副本部長	副町長・教育長
本部長	各課（局・室）長、赤穂市消防長またはその指名する消防吏員、消防団長
参 与	町対策本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に参加として、町職員以外の者を出席させることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊員</li> <li>・指定地方行政機関、その他の国の職員</li> <li>・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者、その他の指定公共機関等の職員</li> </ul>

② 各部の機能

部（室）名	担 当 課	事 務 分 掌
本部事務局 部長： 危機管理監兼 住民課長 副部長： 理事兼企画政 策課長	住 民 課 企画政策課	1. 本部会議に関すること。 2. 本部の設置及び閉鎖に関すること。 3. 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 4. 職員の動員及び配備態勢の指示伝達に関すること。 5. 自衛隊及び関係機関への応援要請に関すること。 6. 海外からの救援に関すること。 7. 避難指示、緊急通報の伝達に関すること。 8. 消防団に関すること。 9. 特殊標章の交付等に関すること。 10. 安否情報、気象情報、被害状況等の整理・分析及び報告等に関すること 11. 物資及び資材の備蓄、整備に関すること。 12. 放射性物質等による汚染拡大の防止に関すること。 13. その他武力攻撃災害の応急対策全般に関すること。

部(室)名	担当課	事務分掌
総務部 部長： 総務課長 副部長 議会事務局長 財政管理室長 税務課長 会計課長	議会事務局 企画政策課 総務課 税務課 会計課	1. 庁用車両の維持管理及び自動車の借上げに関する事。 2. 本庁舎の整備、維持管理に関する事。 3. 救出援助物資の調達に関する事。 4. 救援物資の受付及び配給に関する事。 5. 応急食料、生活必需品等の物資の調達に関する事。 6. 自治会及び関係機関との相互連絡に関する事。 7. 武力攻撃災害に関する広報、広聴に関する事。 8. 報道機関への情報連絡及び伝達に関する事。 9. 被害状況等の収集、とりまとめに関する事。 10. 応急対策職員の給与に関する事。 11. 住家の被害調査に関する事。 12. 被災証明書の発行に関する事。 13. 町税の各種減免措置に関する事。 14. 武力攻撃災害関係費の審査、支払いに関する事。 15. 武力攻撃災害対策用物資の出納に関する事。 16. 見舞金、義援金の出納に関する事。 17. 武力攻撃災害に関する予算措置に関する事。
厚生部 部長： 健康福祉課長 副部長： 国保介護支援 室長	健康福祉課	1. 被災者の救護に関する事。 2. 医療、助産及び給付に関する事。 3. 医療品、衛生資材の調達及び斡旋に関する事。 4. 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5. 保健師、栄養士等保健関係者の応援要請に関する事。 6. 伝染病の予防及び防疫に関する事。 7. 医療施設・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策に関する事。 8. ボランティアの受入調整に関する事。 9. 被災高齢者・障がい者への応急支援対策に関する事。 10. 外国人住民への対応に関する事。 11. 遺体の収容及び埋葬に関する事。 12. じん芥、し尿の処理及び清掃に関する事。 13. 病害虫の防除に関する事。
建設産業部 部長： 技監兼建設課 長 副部長： 産業振興課長	建設課 産業振興課	1. 道路、橋梁、河川の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 町有建物の応急対策に関する事。 3. 障害物の除去に関する事。 4. 応急仮設住宅の建設及び応急避難所の設営に関する事。 5. 公園施設・街路樹の被害調査及び応急対策に関する事。 6. 建設資機材の調達に関する事。 7. 町営住宅の被害状況調査及び応急対策に関する事。 8. 農業水産物、農地農業施設、林業施設及び家畜等の被害査並びに応急対策に関する事。 9. 武力攻撃災害対策用木材の調達に関する事。 10. 商工業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。
水道部 部長： 上下水道課長 副部長： 上下水道課 副課長	上下水道課	1. 水道施設の保全対策、被害調査、応急復旧に関する事。 2. 被災者への応急給水に関する事。 3. 水質検査に関する事。 4. 水道料金の減免に関する事。 5. 上郡町上下水道工事業協同組合との連絡調整に関する事。 6. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 7. 下水道指定業者との連絡調整に関する事。

部(室)名	担当課	事務分掌
教育部 部長： 教育総務課長 副部長： 教育推進課長	教育委員会	1. 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 児童生徒の避難及び救護に関すること。 3. 児童生徒の被災状況調査及び応急教育に関すること。 4. 保育児童の安全誘導に関すること。 5. 被災児童生徒に対する教科書及び学用品給与に関すること。 6. 避難所の開設及び運営に関すること。 7. 応急炊出しに関すること。 8. 文化財の保護及び被害調査に関すること。
消防部 部長： 消防団長	消防団	1. 水災・火災の予防、警戒及び防御に関すること。 2. 被災者の救出救護に関すること。 3. 遺体及び行方不明者の捜索に関すること。 4. 避難者の誘導に関すること。

### ③ 事務局の組織及び役割

班名	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部事務局の庶務（記録の作成も含む）</li> <li>・本部会議の運営（召集、会議資料のとりまとめ、議事録作成等）</li> <li>・本部長命令、本部会議決定事項等の下達</li> <li>・本部業務の統括、進行管理</li> <li>・国、県、市町村、国民保護関係機関等との連絡調整</li> <li>・自衛隊、消防等に係る連絡調整</li> <li>・市町村広域応援に係る調整</li> <li>・国民保護法の運用統括</li> <li>・避難及び救援の調整</li> <li>・高圧ガス、LP、火薬類などの危険物取り扱い施設の保全及び応急対策のとりまとめ 等</li> </ul>
企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会、政府関係者、県会等の視察に係る連絡調整</li> <li>・情報の分析、とりまとめ</li> <li>・応急対策の需要分析及び供給計画</li> <li>・対応状況のとりまとめ</li> </ul>
管財班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資基地の開設、運用に係る連絡調整</li> <li>・物資・資機材の調達、受入れに係る連絡調整</li> <li>・輸送ルート、手段の確保に係る連絡調整</li> </ul>
情報・広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの問い合わせへの対応</li> <li>・安否情報の収集</li> <li>・フェニックス防災システム等の運用管理</li> <li>・武力攻撃事態等の情報の収集、伝達</li> <li>・各種通信手段の確保</li> <li>・記者発表資料の作成</li> <li>・報道機関への対応 等</li> </ul>
機動協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難及び救援の実施</li> </ul>

#### (4) 町対策本部における広報等

上郡町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### 【町対策本部における広報体制】

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に

行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページなど、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

1. 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
2. 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、上郡町長自ら記者会見を行うこと。
3. 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名称	所在地	電話番号	FAX番号
神戸新聞社相生支局	相生市赤坂 1-4-26	0791-22-0345	0791-23-6414
朝日新聞社相生通信部	相生市陸本町 15-18	0791-22-0328	0791-22-8225
毎日新聞社相生通信部	相生市陸本町 5-15	0791-23-0761	0791-23-0761
読売新聞社相生通信部	相生市向陽台 2-5	0791-22-0647	0791-22-2311
産経新聞社姫路支局	姫路市綿町 119	079-224-5551	079-226-3191
NHK神戸放送局姫路報道室	姫路市元塩町 101	079-225-1904	079-285-3822
株式会社サンテレビジョン姫路支社	姫路市豊沢町 78	079-282-8765	079-282-8222
株式会社ラジオ関西姫路支社	姫路市豊沢町 78	079-224-3121	079-224-3124

(5) 上郡町現地対策本部の設置

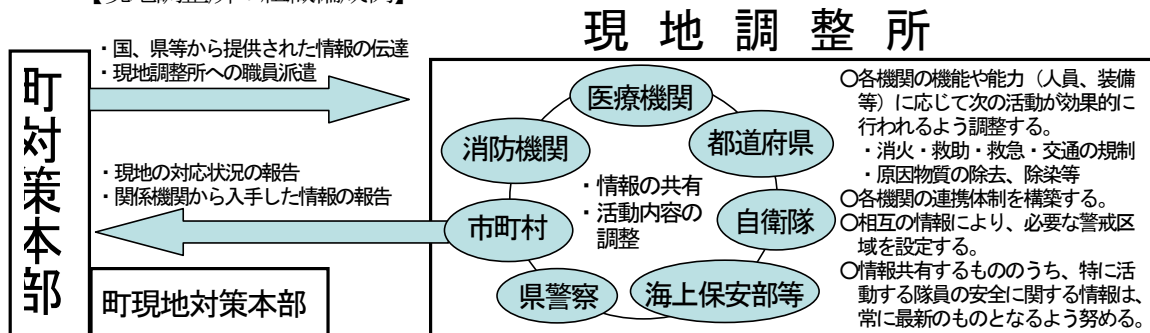
上郡町長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、上郡町現地対策本部（以下「町現地対策本部」という。）を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員、その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

上郡町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて現場における県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等の関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



### 【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
  - ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなくむしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
  - ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、上郡町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
  - ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、上郡町における保護措置を総合的に推進する役割を担う上郡町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、上郡町の職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、上郡町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。）
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、上郡町は、町保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について意見交換を行うことが重要である。

### (7) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、各種保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 上郡町の区域内の保護措置に関する総合調整  
町対策本部長は、上郡町の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、上郡町が実施する保護措置に関する総合調整を行う。
- ② 県対策本部長に対する総合調整の要請  
町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関等が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。
- ③ 情報の提供の求め  
町対策本部長は、県対策本部長に対し、上郡町の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。
- ④ 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め  
町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、上郡町の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
- ⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め  
町対策本部長は、町教育委員会に対し、上郡町の区域に係る保護措置を実施するため必



要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 町対策本部の廃止

上郡町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

上郡町は、携帯電話等の移動系通信回線若しくは、固定電話、インターネット等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

上郡町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

上郡町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

#### (4) 情報通信機器等の活用

上郡町は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

## 第3章 関係機関相互の連携

上郡町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他市町村、指定公共機関等その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と上郡町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり示す。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

上郡町は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

## (2) 国・県の現地対策本部との連携

上郡町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

## 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

### (1) 知事等への措置要請

上郡町は、その区域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、上郡町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

上郡町は、その区域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

## 3 指定公共機関等、その他関係機関への措置要請等

### (1) 指定公共機関等への措置要請

上郡町は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関等に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、上郡町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

#### ① 日本赤十字社

上郡町が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

#### ② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関等に対し、避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

#### ③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関等に対し、医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

### (2) 関係機関に対する協力要請

上郡町は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき関係機関に対し協力を要請する。

#### 4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 上郡町長は、保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は町保護協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、上郡町長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。
- (2) 上郡町長は、国民保護等の派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### 5 他市町村の長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他市町村の長等への応援の要求
  - ① 上郡町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他市町村の長等に対して応援を求める。
  - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求  
上郡町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
  - ① 上郡町が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
    - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
    - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
  - ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上郡町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、上郡町長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 県職員の派遣要請  
上郡町長は、保護措置の実施のため、必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。
- (2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等
  - ① 職員の派遣要請  
上郡町は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）

に対し、県を經由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

② 職員派遣斡旋の求め

上郡町は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり派遣について適任者がいないときに、知事に対し①の職員の派遣について斡旋を求める。

(3) 他の市町村職員の派遣要請等

上郡町長は、保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町村長に対し職員の派遣を要請する。また(2)－②の場合と同様に、知事に対し斡旋を求める。

## 7 上郡町の行う応援等

(1) 他市町村に対して行う応援等

① 上郡町は、他市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他市町村から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、上郡町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、上郡町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関等に対して行う応援等

上郡町は、指定公共機関等の行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

上郡町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全確保

上郡町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援

上郡町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等

の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

#### (4) ボランティア受入窓口の設置

上郡町は、災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部など、ボランティアの受入窓口を設置する。この場合において、町対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努める。

#### (5) 民間からの救援物資の受入れ

上郡町は、県や関係機関等と連携し、住民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

### 9 住民への協力要請

上郡町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共団体に対し、住民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難住民の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、上郡町は、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

協力を要請された住民等は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思に委ねられるものであって、その要請にあたって強制に渡ることがあってはならない。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

上郡町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり示す。

#### 1 警報の内容の伝達等

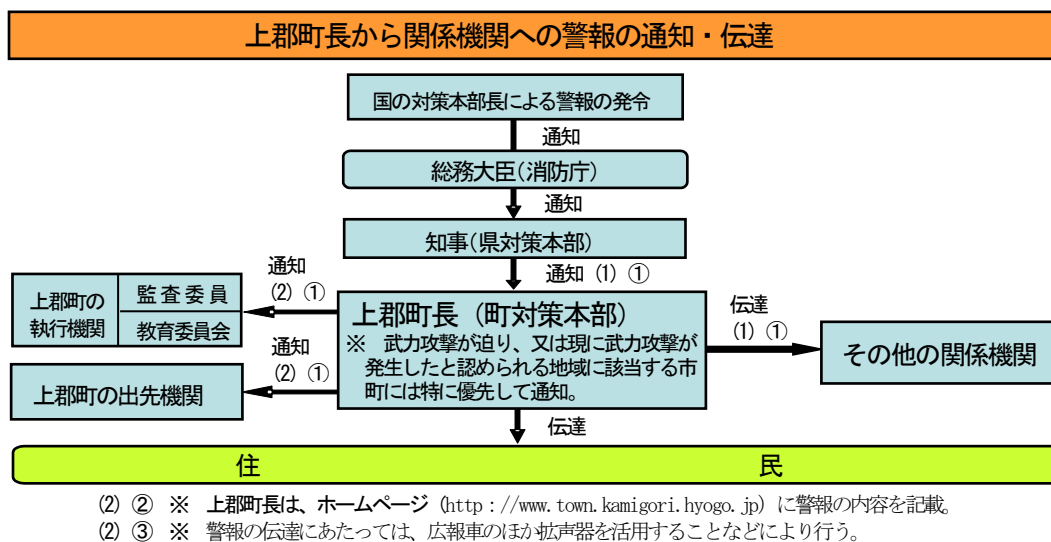
##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 上郡町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 上郡町は、町の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育所等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 上郡町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、上郡町のホームページ（<http://www.town.kamigori.hyogo.jp>）に警報の内容を掲載する。

### 【警報の通知・伝達の仕組み】



## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は現在上郡町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に上郡町が含まれる場合  
この場合においては、原則として、上郡町役場屋上のサイレン吹鳴設備により、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に上郡町が含まれない場合
  1. この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
  2. なお、上郡町長が特に必要と認める場合にはサイレンを使用して住民に周知を図る。

### ※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することができるよう、整備を進める。

(2) 上郡町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、赤穂市消防本部（署）は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主

防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、上郡町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 上郡町は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設に対する伝達について配慮する。
- (4) 上郡町は、高齢者、障がい者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、防災・福祉部局との連携の下で今後作成する避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

  - ① 聴覚障がい者に対しては目に見える情報を、視覚障がい者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。
  - ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障がい者等が入院・入所している施設及び学校幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学・通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。
  - ③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障がい者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。
  - ④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、ひょうごEネットを活用し多国語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びNGO等の関係団体に対して情報を提供するなど、情報の伝達が円滑に行われるよう努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

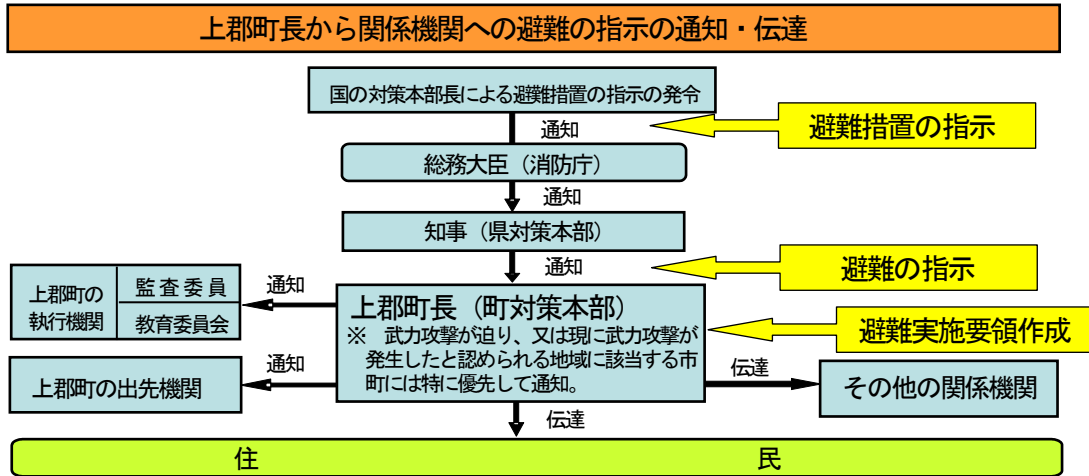
## 第2 避難住民の誘導等

上郡町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。上郡町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり示す。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 上郡町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 上郡町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

## 【避難の指示の流れ】



※ 上郡町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

上郡町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

### 【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領の策定の際における留意事項

上郡町長は避難実施要領の策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間



避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

- ⑤ 集合に当たっての留意事項  
集合後の町内会や近隣住民間での安否確認等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 上郡町職員、消防職団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、上郡町職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装  
避難住民を円滑に誘導できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

#### 【避難実施要領のイメージ】

#### 避難実施要領（例）

兵庫県赤穂郡上郡町長  
年 月 日 時現在

#### 1. 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

上郡町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 上郡町の〇〇地区住民は、〇〇市の〇〇地区にある〇〇市立〇〇高校体育館を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

#### 【避難手段（バス・鉄道・その他）及び避難経路】

##### ・バスの場合

上郡町〇〇地区の住民は、上郡町立〇〇小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は〇〇〇が用意したバスにより、国道〇〇〇号線を利用して〇〇市立〇〇高校体育館に避難する。

##### ・鉄道の場合

上郡町〇〇地区の住民は、上郡駅前に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途にできるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、上郡駅までの経路はできるだけ県道〇〇線又は〇〇通りを使用すること。集合後は、〇日〇時〇分発〇〇市〇〇駅行きの電車で避難する。〇〇市〇〇駅到着後は、上郡町職員及び〇〇市職員の誘導に従って、主に徒歩で〇〇市立〇〇高校体育館に避難する。

・・・・以下略・・・・

- (2) 上郡町〇〇地区の住民は、〇〇市〇〇地区にある〇〇市立〇〇中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

## 2. 避難住民の誘導の実施方法

### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、上郡町職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・町対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

### (2) 残留者の確認

上郡町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間に余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

### (3) 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、上郡町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

## 3. その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医用品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

町対策本部 担当 ○○ TEL 0791-52-1111 FAX 0791-52-5172

・・・・以下略・・・・

### (3) 避難実施要領の策定における考慮事項

上郡町長は避難実施要領の策定にあたっては、次の点に考慮するものとする。

- ① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析、特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の既数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と保護措置の実施について、道路、ヘリポート等における利用のニーズが競合する場合には、上郡町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整

が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、上郡町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、上郡町の意見や関連する情報をまとめる。

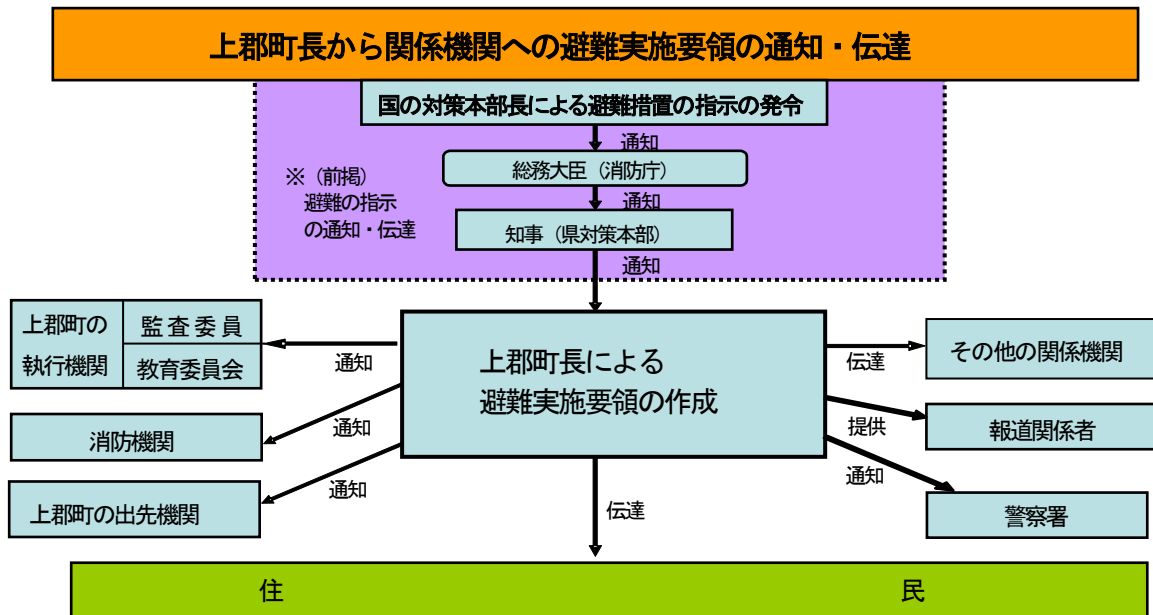
#### (4) 避難実施要領の内容の伝達等

上郡町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、上郡町長は、直ちにその内容を上郡町の他の執行機関、赤穂市消防長、消防団長、警察署長等及び自衛隊兵庫地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、上郡町長は管轄する県地方対策本部長（西播磨県民局長）にも併せて通知するとともに報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

#### 【避難実施要領の通知・伝達】



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 上郡町長による避難住民の誘導

- ① 上郡町長は、避難実施要領で定めるところにより、上郡町の職員及び消防団長を指揮するとともに、赤穂市消防本部（署）と協力して避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- ② 上郡町長は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、赤穂市長に対し、当該消防本部の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。
- ③ 上郡町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

- ④ 上郡町長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

## (2) 消防機関の活動

赤穂市消防本部（署）は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、上郡町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、赤穂市消防本部（署）と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

## (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

上郡町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、上郡町長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、上郡町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、上郡町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

## (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

上郡町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

## (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

上郡町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

上郡町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

## (6) 高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮

上郡町長は、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難を万全に行うため、今後作成する避難支援プランを活用するとともに災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体、学校、幼稚園、保育所等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、自ら管理する学校、幼稚園、保育所等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による

移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

上郡町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

上郡町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる上郡町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

上郡町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他市町村と競合するなど、広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

上郡町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

① 上郡町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、上郡町は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

② 原則として、上郡町の区域内の運送の場合は、上郡町が運送事業者である指定公共機関等に対して運送を求め、上郡町の区域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。

③ 上郡町長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方

公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

上郡町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難にあたって留意すべき事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことを基本とする。

上郡町は、避難の誘導にあつては、大規模な住民避難がおこなわれることに伴う混乱発生の防止並びに避難経路の確保に努める。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本とする。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなるが、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶ恐れがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難させることを基本とする。その際、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

(4) 航空攻撃の場合

奇襲的に航空攻撃が行われる場合については、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

上郡町長は、県知事からの避難の指示を受けて、次のように住民を避難させる。

- ・コンクリート造りの堅ろうな施設等、屋内へ住民を避難させる。
- ・事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ、相当の被ばくを避けられない場合には、他の地域へ住民を避難させる。

(6) NBC攻撃の場合

上郡町長は、避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずるよう努めるとともに、攻撃の特徴に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

## 【NBC攻撃における避難の留意点】

攻撃の種類	留意点
核攻撃等	① 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃当初の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難</li> <li>・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤の服用等を指示</li> </ul> ② 放射性降下物からの放射線による被害を受ける恐れがある地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線の影響を受けない地域に避難</li> <li>・ 外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難</li> </ul> ③ ダーティボムによる攻撃の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等への避難</li> </ul>
生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気から気密性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療</li> </ul>
化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ 化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難</li> </ul>

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、上郡町長に委任することとされている。

- ① 上郡町長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること。
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

#### (2) 救援の実施及び補助

上郡町長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。また、上郡町長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出

- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

## 2 関係機関との連携

### (1) 県への要請等

上郡町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町との連携

上郡町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

上郡町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

上郡町長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

上郡町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

上郡町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### (2) 救援における県との連携

上郡町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 4 救援の実施方法



(1) 収容施設の供与

① 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に避難施設その他の適当な場所に収容し保護する。

1. 避難所の開設

- ア. 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- イ. 避難所の開設は、原則として上郡町長が行うものとするが、状況に応じて施設管理者や自主防災組織代表者等が応急的に開設するものとする。
- ウ. 上郡町が避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告するものとする。
- エ. 上郡町は、避難所の不足が生じた場合は、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付ける。

【上郡町地域防災計画に定める避難所一覧】

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容(人)	対象地区
1	生涯学習支援センター	上郡 459-1	0791-52-1125	0791-52-2753	700	上郡地区 (栄町を除く。)
2	つばき会館(保健センター)	上郡 500-1	0791-52-2188	0791-52-2060	520	
③	上郡小学校	上郡 306	0791-52-0067	0791-52-7067	870	
4	上郡幼稚園	上郡 375-1	0791-52-0499	0791-52-0499	160	
5	上郡公民館	上郡 1645-13	0791-52-4411	0791-52-4411	110	
6	上郡町役場第2庁舎	大持 278	0791-52-1111	0791-52-6490	60	
7	上郡高等学校(体)	大持 207-1	0791-52-0069	0791-52-0071	530	
⑧	上郡中学校	井上 220	0791-52-0034	0791-52-0413	2,150	
⑨	山野里小学校	山野里 2142-1	0791-52-0073	0791-52-7073	1,280	
10	山野里幼稚園	山野里 2147	0791-52-1200	0791-52-1200	210	
11	山野里公民館	山野里 2423-1	0791-52-4599	0791-52-4599	210	
12	スポーツセンター	竹万 29	0791-52-4433	0791-52-4416	1,260	
13	山野里老人憩いの家	山野里 1160	0791-52-2075		80	
14	ピュアランド山の里	山野里 2748-1	0791-52-6388	0791-57-2030	150	
⑮	高田小学校	中野 899	0791-52-1068	0791-52-7068	1,440	高田地区
16	高田幼稚園	中野 708-1	0791-52-2068	0791-52-2068	270	
17	高田公民館	中野 612-1	0791-52-2550	0791-52-2550	150	
18	老人福祉センター	尾長谷 1452-18	0791-54-0255		180	
⑲	旧鞍居小学校	野桑 1303	0791-54-0006	0791-54-0106	540	鞍居地区
20	旧鞍居幼稚園	野桑 1275-1	0791-54-0017	0791-54-0017	100	
21	鞍居公民館	野桑 1275-1	0791-54-0636	0791-54-0636	140	
22	金出地老人憩いの家	金出地 909	0791-54-0545		80	
23	播磨高原東小学校(体)	たつの市新田町 2-6-1	0791-58-0328	0791-58-0329	720	
24	播磨高原東中学校(体)	たつの市新田町 2-4-1	0791-58-0981	0791-58-0983	1,800	
⑳	赤松公民館	苔縄 67	0791-52-4605	0791-52-4605	140	赤松地区
26	子育て学習センター	苔縄 86-1	0791-52-6181	0791-52-6181	280	
27	旧赤松幼稚園岩木分園	岩木乙 585			100	
㉑	旧船坂小学校	八保甲 177	0791-55-0014	0791-55-0024	590	船坂地区
29	〃 行頭分校	行頭 348-2	0791-55-0176		30	
30	旧船坂幼稚園	八保甲 253-1	0791-55-1013	0791-55-1013	120	
31	船坂公民館	八保甲 170-1	0791-55-1060	0791-55-1060	140	

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容(人)	対象地区
③2	旧梨ヶ原小学校	梨ヶ原 538	0791-55-0755	0791-55-0756	440	
33	旧梨ヶ原公民館	梨ヶ原 550-2	0791-55-1075	0791-55-1075	110	
留意事項	※ 番号に○を付した避難所は、基幹避難所とする。また、基幹避難所は、福祉避難所を兼ねるものとする。 ※ その他各自治会所有の公民館を避難所とする。ただし、災害の状況により避難所として適当でない場合は、最寄りの他の避難所に避難すること。 ※ 上記収容施設以外に一時避難所として、安全と思われる最寄りの地区運動公園、児童公園等都市計画公園、健康広場等に避難すること。					

## 2. 避難所の運営

ア. 避難所の運営は、原則として、上郡町が行うものとする。

イ. 上郡町は、避難所を開設したときは、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。

ウ. 上郡町は、避難所の維持管理のため、避難所ごとに責任者（原則として上郡町職員）を定め、学校教職員など施設管理者、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営を図るものとする。

エ. 上郡町は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、避難元の都道府県又は市町村の職員に対して協力を求めるものとする。

オ. 学校に避難所が開設された場合、教職員が、次の避難所運営業務に従事できるものとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ・施設等開放区域の明示
- ・避難者誘導
- ・避難者名簿の作成
- ・情報連絡活動
- ・食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ・ボランティアの受入れ
- ・炊き出しへの協力
- ・避難所運営組織づくりへの協力
- ・重傷者への対応

カ. 上郡町は、上郡町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保するものとする。

キ. 上郡町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めるものとする。

ク. 上郡町は、高齢者、障がい者等に対しては、障がい者用トイレ、スロープ等の仮設等、個々の状況に応じた十分な配慮を行うものとする。

ケ. 上郡町は、保健衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難住民等の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めるものとする。

## 3. 福祉避難所

ア. 上郡町は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。

イ. 福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを有する施設等を利用して設置するが、これらの施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は旅館等を利用するものとする。

## 4. 長期避難住宅

7. 避難が長期にわたることが見込まれる場合には、県は、早急に長期避難住宅のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難所から長期避難住宅等に移ることができるよう配慮するものとされている。
4. 長期避難住宅の設置については、②の応急仮設住宅の規定を準用し、県が設置するものとされている。

## ② 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設して、一時的な居住の安定を図る。

### 1. 応急仮設住宅の設置及び供与の方法

7. 応急仮設住宅の規格、規模、構造、単価等について市町間で格差の生じないよう広域的な調整を行う必要があるため、原則として、県が応急仮設住宅を設置するものとされている。また、上郡町が設置する場合には、県は、市町別に必要な戸数を算定し、その規格等を定めるなど、同質のものを作らせるよう指導するものとされている。
4. 上郡町は、必要な場合は県に対し、応急仮設住宅の建設のあっせんを要請する。
- ウ. 上郡町は、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施することができる。

### 2. 応急仮設住宅の構造

7. 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全性及び利便性に配慮した構造とするものとする。
4. 高齢者、障がい者等特に配慮を要する者を収容するため、必要に応じて、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するものとする。
- ウ. 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置し、地域コミュニティの確保を図るものとする。

### 3. 入居者の認定

入居者の認定は、上郡町において行うものとする。この場合において、高齢者、障がい者等の優先入居に十分配慮するものとする。

### 4. 応急仮設住宅の管理

上郡町は、通常の管理を行うものとする。

### 5. 生活環境の整備

上郡町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めるものとする。

## (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

### ① 炊き出しその他による食品の給与

避難住民又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難住民等の食生活を確保する。

#### 1. 炊き出しその他による食品の給与の方法

7. 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所で実施するが、適当な場所がないときは、所有者等の同意を得て、飲食店又は旅館等を使用するものとする。
4. 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態を給することとし、弁当によることもできる。また、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮するものとする。

## 2. 食料の供給要請等

上郡町は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あつせんを要請するものとする。

- ・供給あつせんを必要とする理由
- ・必要な品目及び数量
- ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- ・荷役作業者の派遣の必要の有無
- ・その他参考となる事項

### ② 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し、必要な飲料水を供給する。

#### 1. 飲料水供給の方法

- ア. 上郡町は、対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。
- イ. 上郡町は、生活用水が不足する場合、又は必要と認める場合には、供給の応援を県に要請する。
- ウ. 上郡町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めるものとする。
- エ. 病院、救護所等へは、最優先で給水するものとする。

#### 2. 水源及び給水量

- ア. 上郡町（水道事業者）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応するものとする。
- イ. 上郡町（水道事業者）は、武力攻撃災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

内容 時系列	期間	1人当たり 水量(ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	発災から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織を中心とする 給水と応急拠点給水</li> <li>・仮設配管による給水・復旧 した配水幹線・支線に設置 する仮設給水管からの給水</li> </ul>
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設配管からの各戸給水</li> <li>・共用栓の設置</li> </ul>

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

#### 3. 給水応援

- ア. 上郡町は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うものとする。
- イ. 上郡町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請するものとする。
  - ・給水を必要とする人員
  - ・給水を必要とする期間及び給水量

- ・給水する場所
- ・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・その他必要な事項

ウ. 上郡町は、協定に基づき、県へ緊急応援を要請する。なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

### (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難住民等の生活を安定させる。

#### ① 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

上郡町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請するものとする。

1. 供給あつせんを必要とする理由
2. 必要な緊急物資の品目及び数量
3. 引渡しを受ける場所及び引受責任者
4. 連絡先及び連絡担当者
5. 荷役作業員の派遣の必要の有無
6. その他参考となる事項

#### ② 被服、寝具その他生活必需品の品目

給与又は貸与する主な品目は、一般に次のとおりであり、高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮するものとする。

1. 被服、寝具及び身の回り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等）
2. 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
3. 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等）
4. 光熱材料（マッチ、LP等）

※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮するものとする。

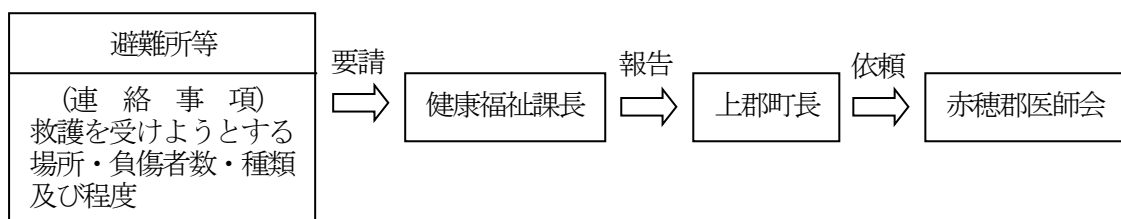
### (4) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療または助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療または分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

#### ① 救護班の編成

被災地における医療または助産を確保するため、町内医療機関並びに医師会に応援を要請するなどして、救護班を編成し、災害の程度に即した活動を行う。

#### 【医師会への救護班派遣要請系統】



#### ② 救護所の設置

上郡町は、次のような場合に救護所を設置するものとする。なお、救護所を開設した場

合には、速やかに当該地域住民に広報車等により周知を図るものとする。

1. 町内医療機関が被害を受け、その機能が低下又は停止したため、町内医療機関では対応しきれない場合
2. 患者が多数で町内医療機関だけでは対応しきれない場合
3. 被災地と医療機関との位置関係あるいは傷病者数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

【救護所設置予定場所】

地区	No.	施設名	所在地	医療器具等の配備内容	電話番号	FAX番号
上郡	1	保健センター	上郡 500-1	血圧計・救急医薬品セット	0791-52-2188	0791-52-5060
	2	上郡小学校	上郡 306	血圧計・救急医薬品セット	0791-52-0067	0791-52-7067
	3	東町総合センター	上郡 1190		0791-52-4017	
山野里	4	上郡町役場	大持 278	血圧計・救急医薬品セット	0791-52-1111	0791-52-5172
	5	スポーツセンター	竹万 29	救急医薬品セット	0791-52-4433	0791-52-4416
	6	山野里小学校	山野里 2142-1	血圧計・救急医薬品セット	0791-52-0073	0791-52-7073
	7	ピュアランド山の里	山野里 2748-1		0791-52-6388	0791-57-2030
高田	8	高田小学校	中野 899	血圧計・救急医薬品セット	0791-52-1068	0791-52-7068
	9	高田台自治会館	高田台 3丁目3-8		0791-52-3168	
鞍居	10	老人福祉センター	尾長谷 1452-18		0791-54-0255	
	11	旧鞍居小学校	野桑 1303		0791-54-0006	
	12	金出地老人憩いの家	金出地 909		0791-54-0545	
赤松	13	赤松公民館	苔縄 67		0791-52-4605	0791-52-4605
	14	子育て学習センター	苔縄 86-1	救急医薬品セット	0791-52-6181	0791-52-6181
船坂	15	旧船坂小学校	八保甲 177		0791-55-0014	
	16	旧船坂小学校行頭分校	行頭 348-2		0791-55-0176	
	17	旧梨ヶ原小学校	梨ヶ原 538		0791-55-0755	

③ 医薬品等の確保

上郡町は、町内医療機関及び薬店より医療活動に必要な医薬品、医療資機材を確保するものとする。特に発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

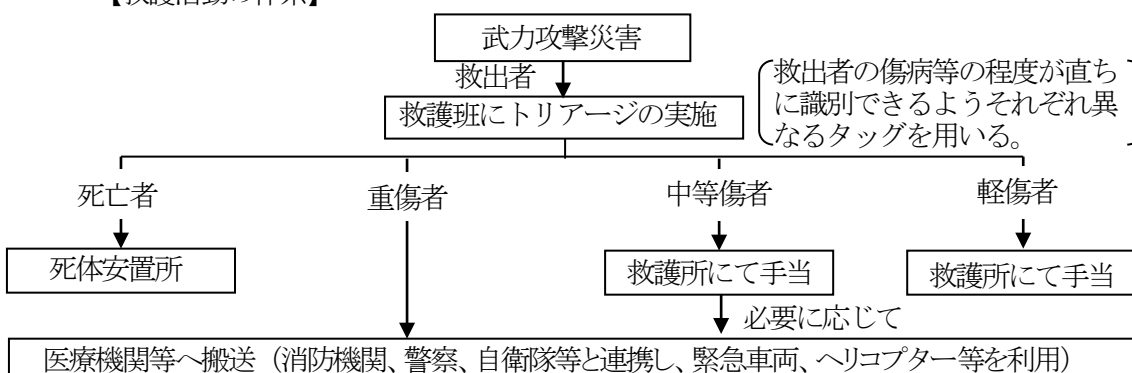
④ 県への協力要請

医療または助産の実施が上郡町の救護班だけでは不十分な場合、また、町内だけでは医薬品等の確保が困難な場合には、県に協力を要請する。

⑤ 負傷者の搬送

救護所において救急治療等を施したのち、さらに医療行為を必要とするときは、緊急車両等を使用し、医療機関等へ搬送する。

【救護活動の体系】



(5) 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

① 捜索及び救出の方法

1. 捜索・救出班の編成

捜索・救出活動は、県警察、消防機関等と協力し、班を編成して行う。

なお、班編成にあたっては、関係機関の長と協議して編成するものとする。

2. 捜索・救出に必要な器具等の調達

状況に応じて、捜索及び救出の作業に必要な人員、機械、器具等（以下「器具等」という。）を利用して行うが、器具等が不足し調達が困難な場合は、建設業者、運送業者、地域住民等の協力を得て行うものとする。

② 捜索及び救出の応援要請

1. 被害が甚大で、上郡町の区域内だけの動員または上郡町の保有している資機材だけでは捜索及び救出が困難な場合は、県に可能な限り次の事項を明らかにして、捜索及び救出活動の応援を要請するものとする。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

2. 高所又は孤立した場所等の捜索及び救出で、上郡町の捜索及び救出班では、なし得ないような場合は、自衛隊の出動を県に要請する。なお、県と連絡がつかない場合には、直接自衛隊に連絡し、事後速やかに県に報告するものとする。

③ 住民による初期救出等の実施

被害が大規模かつ甚大な場合、各関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、損壊した建物や車両からの初期救出等には近隣住民の協力が不可欠である。

したがって、自主防災組織はもとより、各戸がバール、ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図るとともに、訓練を通じて使用方法の習得に努めるものとする。

(6) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

① 埋葬の方法

1. 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行うものとする。

2. 上郡町は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に埋火葬を実施するものとする。

3. 上郡町は、大規模な武力攻撃災害により多数の犠牲者が発生した場合には、埋火葬が速やかに実施できるよう、県へ要請する。

② 広域火葬の実施

1. 上郡町は、県内市町の火葬能力では不十分な場合、他府県の市町での火葬の受入れを県へ要請する。

2. 上郡町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送するものとする。

(7) 電話その他の通信設備の提供

上郡町長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難住民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐものとする。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について応急修理を実施するものとする。
- ② 上郡町は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼するものとする。
  - ・被害戸数（半焼・半壊）
  - ・修理を必要とする戸数
  - ・調達を必要とする資機材の品目及び数量
  - ・派遣を必要とする建築業者数
  - ・連絡責任者
  - ・その他参考となる事項

(9) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

- ① 学用品の品目  
教科書及び教材、文房具、通学用品
- ② 学用品給与の方法
  1. 上郡町は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行うものとする。
  2. 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努めるものとする。

(10) 死体の捜索及び処理

- ① 死体の捜索  
避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を捜索する。
  1. 上郡町は、死体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡するものとする。
  2. 上郡町は、管轄の警察署が発見した遺族がない死体を見分その他の所要の処置が行われた後に引き取る。
- ② 死体の処理  
武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。



1. 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、上郡町が、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施するものとする。
2. 検案は、原則として救護班及び監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償するものとする。
3. 上郡町は、ドライアイス及び棺等が不足する場合、県へ斡旋の要請をするものとする。

(11) 障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

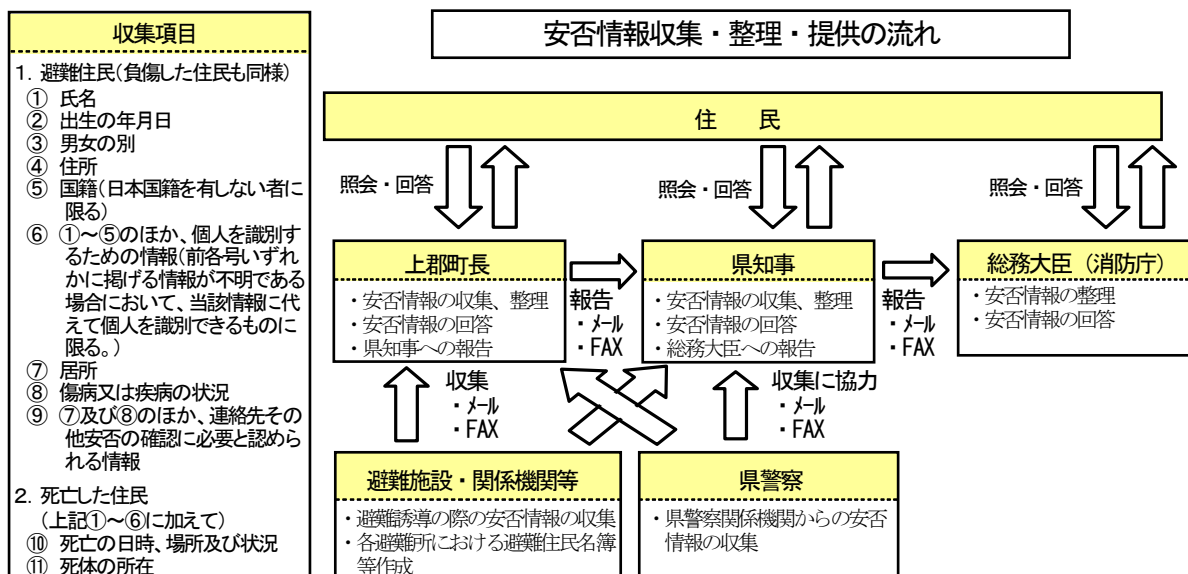
- ① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去するものとする。
- ② 上郡町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めるものとする。

- ・ 除去を必要とする住家戸数
- ・ 除去に必要な人員
- ・ 除去に必要な期間
- ・ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ・ 除去した障害物の集積場所の有無
- ・ その他参考となる事項

## 第6章 安否情報の収集・提供

上郡町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり示す。

### 【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

上郡町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している上郡町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等上郡町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難住民または武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、上郡町長が適当と認める方法により行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

上郡町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

上郡町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

上郡町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

① 上郡町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所または居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合

または電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、上郡町長があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

## (2) 安否情報の回答

- ① 上郡町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 上郡町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 上郡町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人情報の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

上郡町は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)、(3)と同様に、個人情報の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

上郡町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全確保に留意しながら他の機関と連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり示す。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

上郡町長は、国や県等の関係機関と協力して、上郡町の区域に係る武力攻撃災害への対処

のために必要な措置を講ずる。

## (2) 知事への措置要請

上郡町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、上郡町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

## (3) 対処に当たる職員の安全の確保

上郡町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

### (1) 上郡町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を上郡町長に通報する。

### (2) 知事への通知

上郡町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

上郡町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり示す。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

- ① 上郡町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（または、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。
- ② 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している上郡町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。
- ③ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、上郡町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。
- ④ 退避の指示（例）

- ・ 上郡町〇〇地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
  - ・ 上郡町〇〇地区の住民については、〇〇地区の△△避難所へ一時退避すること。
- ⑤ 屋内退避の指示
- 上郡町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。
- 「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。
- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく、移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
  - ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 上郡町は、退避の指示を行ったときは、広報車等により、速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
- 退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 上郡町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

- ① 上郡町長は、退避の指示を住民に伝達する町職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や上郡町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 町職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には上郡町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 上郡町長は、退避の指示を行う町職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

- ① 上郡町長は、武力攻撃災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している上郡町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

③ 警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 上郡町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 上郡町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 上郡町長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

⑤ 上郡町長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

上郡町長は、警戒区域の設定を行った場合についても退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

上郡町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

4 土地、建物の一時使用等

上郡町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 他人の土地、建物、その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用

(2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 5 消防に関する措置等

### (1) 上郡町が行う措置

上郡町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、赤穂市消防本部（署）は、その装備、資機材、人員、技能等を活用して武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

上郡町長は、上郡町の区域内の消防力のみをもってしても対処できないと判断した場合は知事または他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

上郡町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、または武力攻撃災害の規模等に照らし、緊急を要するなど、必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

上郡町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### (6) 消防の相互応援に関する出動

上郡町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

### (7) 医療機関との連携

上郡町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### (8) 安全の確保

① 上郡町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、上郡町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市町村長は、知事または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては赤穂市消防本部（署）と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 上郡町長、赤穂市消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

上郡町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した上郡町の対処に関して、以下のとおり示す。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

上郡町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 上郡町が管理する施設の安全の確保

上郡町長は、上郡町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、上郡町長は、必要に応じ、県警察、消防機関等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか生活関連等施設以外の上郡町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。さらに一部事務組合を構成して管理している生活関連等施設も、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

消防事務（消防団及び消防水利等に関する事務を除く。）を赤穂市に委託している上郡町においては、赤穂市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要



があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずることとされている。

この場合、上郡町長は、赤穂市長に対し、当該消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

## (2) 危険物質等について赤穂市長が命ずることができる対象及び措置

### ① 対象

消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

### ② 措置

- ア. 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- イ. 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ. 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

## (3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

赤穂市長及び上郡町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、赤穂市長は、(2)の②の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

上郡町は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について以下のとおり示す。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

#### (1) 国の方針に基づいた措置の実施

上郡町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施にあたっては、原則として、国の方針に基づいた措置の実施措置を講ずる。

#### (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 上郡町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、赤穂市消防本部に連絡する。
- ② 上郡町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出の恐れがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者及び内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者はその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げるこれら的大臣等及び知事に通報する。
- ③ 上郡町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

- ④ 上郡町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、赤穂市消防本部に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。
- (3) 住民の避難誘導
- ① 上郡町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 上郡町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。
- (4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ① 上郡町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 上郡町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。
- (5) 国への措置命令の要請等
- 上郡町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。
- また、上郡町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。
- (6) 安定ヨウ素剤の配布
- 上郡町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。
- (7) 職員の安全の確保
- 上郡町長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

## 2 NBC攻撃による災害への対処

上郡町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

上郡町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

上郡町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

上郡町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

上郡町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、上郡町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

上郡町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ、次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

上郡町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

上郡町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、関係機関が行う消毒作業等に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

上郡町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 上郡町長の権限

上郡町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止

	対象物件等	措置
		・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

上郡町長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

上郡町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集・報告及び公表

上郡町は、被災情報を収集するとともに知事に報告することとされていることから、被災情報の収集・報告及び公表に当たり必要な事項について、以下のとおり示す。

### 1 被災情報の収集及び報告

(1) 上郡町は、電話、消防無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 上郡町は、被災情報の収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(3) 上郡町は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第1報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから、逐次報告する。

(4) 上郡町は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、上郡町長が必要と判断した場合には、直ち

に、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 2 被災情報の公表

上郡町は、住民に適時、適切な被災情報の公表を行うため、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページなど、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できるよう努める。

# 第9章 保健衛生の確保その他の措置

上郡町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり示す。

## 1 保健衛生の確保

上郡町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

### (1) 健康対策

- ① 上郡町は、避難先地域に対して避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 上郡町は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 上郡町は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障がい者等の心身双方の健康状況の把握に努める。

### (2) 感染症対策

- ① 上郡町は、県の指導のもとに避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。
- ② 上郡町は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿処理、家屋、便所、ゴミ貯め等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

### (3) 食品衛生確保対策

上郡町は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 上郡町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 上郡町は、直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。

- ③ 上郡町は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
  - ④ 上郡町は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道担当部局と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 栄養指導対策
- ① 上郡町は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
  - ② 上郡町は避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
  - ③ 上郡町は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。
- ② 上郡町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。
- ③ 上郡町は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ④ 上郡町は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に発生が予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 上郡町は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策本部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 上郡町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足するまたは不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 上郡町は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
  - 1. 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。

2. がれきの処理に長時間を要する可能性があることから、十分な仮置場を確保する。
3. 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
4. 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
5. 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

### 3 文化財の保護

上郡町教育委員会は、文化庁長官が上郡町の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令または勧告を行い、県がこれに応じて上郡町の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、町指定文化財等（町指定重要有形文化財、町指定重要有形民族文化財及び町指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

## 第10章 住民生活の安定に関する措置

上郡町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、住民生活の安定に関する措置について、以下のとおり示す。

### 1 生活関連物資等の価格安定

#### (1) 価格の高騰または供給不足の防止

上郡町は、武力攻撃事態等において物価の安定を図り、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

#### (2) 価格の高騰または供給不足への対処

上郡町は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じる恐れがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

##### ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

上郡町長は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、上郡町の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入または販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

1. 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
2. 特定物資の生産、輸入または販売の事業者が買占めまたは売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
3. 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

4. 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
  5. 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）
- ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置
- 上郡町長は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、上郡町の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。
1. 指定物資について、その定められた標準価格または販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
  2. 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
  3. 1及び2の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

## 2 避難住民等の生活安定等

### (1) 被災児童生徒等に対する教育

上郡町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

### (2) 公的徴収金の減免等

上郡町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として上郡町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (2) 公共的施設の適切な管理

道路及び公園等の管理者として上郡町は、当該公共的施設を適切に管理する。



## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

上郡町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり示す。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、保護措置に係る職務、業務又は協力（以下、この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所、若しくは車両、船舶、航空機等（以下、この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 特殊標章等

##### ① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

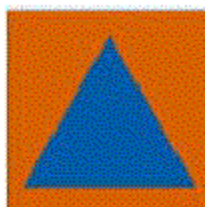
##### ② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

##### ③ 識別対象

保護措置に係る職務等を行う者、保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

#### （身分証明書のひな型）



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面	裏面															
 <p style="font-size: small;">（この証明書を交付等する許可権者の印を記載するための余地）</p> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name -----</p> <p>生年月日/Date of birth -----</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as -----</p> <p>交付年の年月日/Date of issue ----- 発給機関の署名/Signature of issuing authority -----</p> <p style="font-size: x-small;">有効期限の満了日/Date of expiry -----</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">身長の長/height -----</td> <td style="font-size: x-small;">目の色/Eyes -----</td> <td style="font-size: x-small;">頭髮の色/Hair -----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: x-small;">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 40px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: x-small;">所持者の写真 PHOTO OF THE HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">印/Stamp</td> <td colspan="2" style="font-size: x-small;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長の長/height -----	目の色/Eyes -----	頭髮の色/Hair -----	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			-----			所持者の写真 PHOTO OF THE HOLDER			印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長の長/height -----	目の色/Eyes -----	頭髮の色/Hair -----														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
-----																
所持者の写真 PHOTO OF THE HOLDER																
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

#### (2) 特殊標章等の交付及び管理

上郡町長及び赤穂市消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）

- ① 上郡町長
  - ・ 上郡町の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く）で保護措置に係る職務を行う者
  - ・ 消防団長及び消防団員
  - ・ 上郡町長の委託により保護措置に係る業務を行う者
  - ・ 上郡町長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 赤穂市消防長
  - ・ 消防長の所轄の消防職員で保護措置に係る職務を行う者
  - ・ 消防長の委託により保護措置に係る業務を行う者
  - ・ 消防長が実施する保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

上郡町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

上郡町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり示す。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 上郡町が管理する施設及び設備の緊急点検等

上郡町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

上郡町は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

上郡町は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 上郡町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じ、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 上郡町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、公園等の施設について速やかに被害の状況を把握し、県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

上郡町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について以下のとおり示す。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、上郡町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 上郡町における当面の復旧

上郡町は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 上郡町が管理する施設及び設備の復旧

上郡町は、武力攻撃災害により上郡町の管理する施設及び設備が被災した場合は被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

### 第3章 保護措置に要した費用の支弁等

上郡町が保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

上郡町は、保護措置の実施に要した費用で上郡町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

上郡町は、武力攻撃事態等において、保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

上郡町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

(2) 損害補償

上郡町は、保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

上郡町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、上郡町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

### 4 住民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 住民の権利利益の迅速な救済

- ① 上郡町は、武力攻撃事態等が発生した場合には、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、町対策本部事務局に住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。
- ② 上郡町における救済に係る手続は、その原因となった保護措置を実施した課（局）において処理するものとし、企画総務課は、その取りまとめを行うとともに、不服申立てまたは訴訟が提起された場合の対応も同課が行う。
- ③ 上郡町は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得るなどにより、住民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	住民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

#### (2) 住民の権利利益に関する文書の保存

- ① 上郡町は住民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を文書管理規則の定めるところにより、適切に保存する。
- ② 上郡町は、これらの手続に関する文書の保存にあたっては、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐため、安全な場所への確実な保管等について配慮する。
- ③ 上郡町は、これらの手続に関する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

## 第5編 緊急処理事態への対処

### 1 緊急処理事態

町保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

上郡町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、上郡町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

#### 【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃事態等	緊急処理事態
保護措置	緊急処理事態保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急処理事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害

# 付 録

## ○上郡町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、上郡町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 付 録

### ○上郡町国民保護対策本部及び上郡町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日  
条例第 17 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、上郡町国民保護対策本部及び上郡町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

- 第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
  - 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
  - 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
  - 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

#### (会議)

- 第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第 26 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

- 第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地対策本部)

- 第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

#### (緊急対処事態対策本部についての準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 付 録

### ○上郡町国民保護協議会委員名簿

根拠法令等及び機関名	委員名	備考
○法律第 40 条第 1 項 市町村長	上郡町長	
○法律第 40 条第 4 項第 1 号委員 指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長	
○法律第 40 条第 4 項第 2 号委員 自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第 3 特科隊第 2 中隊長	姫路駐屯地
○法律第 40 条第 4 項第 3 号委員 都道府県職員	西播磨県民局総務企画室長	
	龍野健康福祉事務所長	
	光都土木事務所長	
	光都農林振興事務所	
	相生警察署長	
○法律第 40 条第 4 項第 4 号委員 市町村の副市町村長	上郡町副町長	
○法律第 40 条第 4 項第 5 号委員 市町村の教育長・消防長	上郡町教育長	
	赤穂市消防長	
○法律第 40 条第 4 項第 6 号委員 市町村の職員	上郡町理事兼企画政策課長	
	〃 技監兼建設課長	
	〃 健康福祉課長	
	〃 産業振興課長	
	〃 上下水道課長	
○法律第 40 条第 4 項第 7 号委員 指定公共機関又は指定地方 公共機関の職員	西日本電信電話(株)兵庫支店 災害対策担当課長	
	関西電力(株)姫路支社 相生担当部長	
○法律第 40 条第 4 項第 8 号委員 知識又は経験を有する者	上郡町消防団長	
	上郡町連合自治会長	